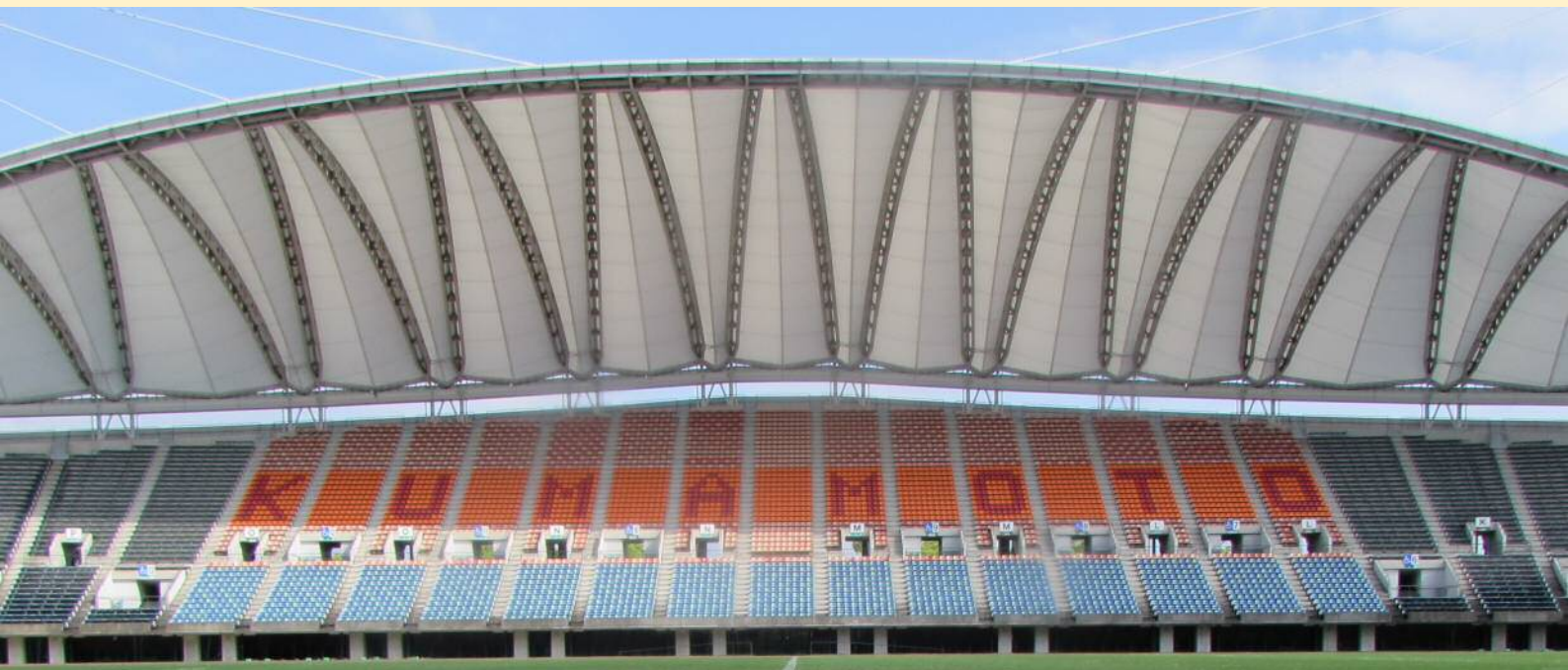


熊本県体育施設協会のご案内

GUIDANCE



熊本県体育施設協会は、体育・スポーツ施設に関係する県・市町村・スポーツ団体・民間企業で組織しており、熊本県内の体育・スポーツ施設の適正な運営について研究協議し、体育・レクリエーション運動の振興に寄与することを目的に、活動しております。趣旨にご賛同いただける皆様は、ぜひ当協会までご連絡ください。



加入について

- 熊本県体育施設協会規約をご確認の上、事務局メールへご連絡ください。手続きの流れなどをご案内いたします。
- 年会費は8千円です。(加入承認後、指定の口座へお振込み願います。)以降、毎年度、ご請求申し上げます。

加入のメリット

公益財団法人日本体育施設協会の各種の公認資格講習会における資格認定試験を、会員価格で受験できます！

水泳指導管理士、体育施設管理士、トレーニング指導士、体育施設運営士について、受験料15,000円⇒10,000円

公益財団法人日本体育施設協会の体育・スポーツ施設功労者表彰の被表彰候補者を推薦することができます！

推薦基準等がありますので詳しくは通知文書でご確認ください。

全国の会員名簿に掲載し、年1回会員名簿(冊子)をお届けします！

会員様に年1回会員名簿をお届けします。

体育施設の適正な管理運営方法に関する研修会等に参加できます！

全国・九州地区体育施設研究協議会(参加費補助あり)、熊本県体育施設研究協議会(参加無料)に参加できます。

スポーツファシリティーズ保険制度に加入できます。

詳しくは、幹事代理店：海上商事株式会社までお問合せください。
東京都渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビルディング
TEL：03-3320-4501

資格制度・保険等については、公益財団法人日本体育施設協会ウェブサイトでご確認ください。

今後、公益財団法人日本体育施設協会等の都合により予告なしに変更が生ずる場合がありますので、予めご了承願います。

【お問い合わせ】熊本県体育施設協会 〒861-8012 熊本県熊本市東区平山町2776番地 熊本県民総合運動公園陸上競技場内

TEL：096-389-5481 FAX：096-389-7280 MAIL：Kumamoto-taiikushisetsu@kspa.or.jp

熊 本 県 体 育 施 設 協 会 規 約

(名 称)

第 1 条 この協会は、熊本県体育施設協会と称する。

(事務局)

第 2 条 この協会の事務局は、熊本県民総合運動公園内に置く。

(目 的)

第 3 条 この協会は、熊本県における体育・スポーツレクリエーション（以下、「体育」という。）施設の適正な運営について協議し、体育運動の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この協会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 施設管理及び協会の会員等の相互の連絡を図るとともに、施設の適正な運営について協議する。
- 2 体育施設の研究、調査紹介その他施設の運営に必要な事業。
- 3 その他、この協会の目的を達成するため必要な事業。

(組 織)

第 5 条 この協会は、下記に掲げるもので組織する。

- 1 県またはこれに準ずる団体の管理する体育施設。
- 2 市町村またはこれに準ずる団体の管理する体育施設。
- 3 会社、事業所等が管理する体育施設。

(役 員)

第 6 条 この協会に次の役員を置く。

会長 1 名、 副会長 若干名、 理事長 1 名、 監事 2 名

(役員任期)

第 7 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 補欠または増員による役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、役員は次期役員が選任されるまでは、その職務を行う。
- 4 所属団体の人事異動等により、本協会役員に異動等があった場合、その所属団体の指定する者を当該役員に選任されたものとみなす。ただし、この場合直ちに協会事務局へ変更の報告をし、事務局は次の理事会において承認を得なければならない。

(役員選任等)

第 8 条 会長及び副会長は、理事会において推挙する。

- 2 理事長は理事の互選により定める。
- 3 理事は本会を構成する施設管理者から、それぞれ 1 名及び学識経験者の中から若干名をもって充てる。
- 4 監事は理事会において理事の中から選任する。

(役員職務)

第 9 条 会長はこの協会を代表し、会務を統轄し、かつ理事会の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の指名する副会長がその職務を代行する。
- 3 理事長は理事会の決するところに従い会務を執行する。

4 理事は理事会を構成し会務を執行する。

5 監事は本会の業務及び会務を監査する。

(理事会の招集等)

第10条 理事会は会長がこれを召集し、毎年1回開催する。ただし、理事の3分の2以上が会議の目的を示して請求したときは、遅滞なくこれを召集しなければならない。

2 理事会は下記事項を審議する。

(1)予算および決算

(2)規約改正

(3)役員改選

(4)この協会の事業

(5)その他この協会の運営上の重要な事項

3 緊急を要する事項で理事会に諮る暇がないときは、理事長がこれを執行することができる。

(理事会の定足数等)

第11条 理事会は理事の半数以上が出席しなければ議事を開き決議することはできない。

理事会の議事は出席理事の過半数の決議で決め、可否同数のときは議長がこれを決する。

2 理事が事故のため、理事会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

この場合代理者は議決権を有するものとする。

(会費等)

第12条 各体育施設は、毎年別に定める負担金を納入する。その金額については理事会で定める。

(経費の支弁)

第13条 この協会の経費は次に掲げるもので支弁する。

(1)負担金

(2)寄付金

(3)補助金

(4)その他の収入

(会計年度)

第14条 この協会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(顧問、参与)

第15条 この協会に顧問、参与を置くことができる。

(専門委員会)

第16条 この協会に必要な応じ専門委員会を設けることができる。専門委員は会長が委嘱する。

(賛助会員)

第17条 この協会に賛助会員を置くことができる。賛助会員の規定は会長が別に定める。

補 則

第18条 本規約第12条の負担金の額は、各体育施設団体及び市町村毎に8,000円とする。

2 賛助会員の毎年度の賛助会費は20,000円とする。

第19条 この規約に定めるもののほか、この協会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成8年10月25日から施行し、平成8年9月1日から適用する。

平成29年6月28日 一部改正